

旭川市告示第720号

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第8条第1項の規定により，平成30年7月26日付け旭川市告示第461号において別途市長が定めることとした期日のうち，次に掲げる地域に住所又は本店若しくは主たる事務所を有する者に係るものについては，その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて，平成30年12月25日とする。

平成30年10月30日

旭川市長 西川 将



1 指定地域

岡山県倉敷市真備町

(問合せ先)

税務部税制課税制係

電話 0166-25-5604